

公募型プロポーザル公告

四條畷市中核的施設整備予備調査業務及び四條畷南中学校跡地整備基本計画策定支援業務について、下記のとおり公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和6年2月1日

四條畷市長 東 修 平



記

1 業務概要

- (1) 業務名 四條畷市中核的施設整備予備調査業務及び四條畷南中学校跡地整備基本計画策定支援業務委託
- (2) 契約期間 契約締結日の翌日から令和6年12月28日まで
- (3) 業務内容 別添、四條畷市中核的施設整備予備調査業務及び四條畷南中学校跡地整備基本計画策定支援業務委託仕様書（案）のとおり

2 予算限度額

46,200,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）を上限とする。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、この公告日において次の(1)から(11)に掲げる条件を全て満たしていること。

なお、参加者が資格要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。

- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続き開始申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 大阪府又は本市から資格停止措置等を受けていないこと。
- (5) 仕様書（案）に掲げる内容を余すことなく遂行でき、本市と円滑に連絡調整ができること。
- (6) 四條畷市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) 四條畷市建設工事等入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登録していること、若しくは、参加申込書提出時に入札参加資格審査申請に必要な書類を提出できること。
- (8) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。また、建築士法第10条第1項の規定による処分を受けている者が所属していないこと。
- (9) 平成25年4月1日から参加申出書を提出するまでの間において、公共建築物の整備に係る基本計画策定に関する業務委託契約を締結し、履行した実績があること。
- (10) 本業務の技術的管理を行う者として管理技術者を配置すること。また、管理技術者は、一級建築士の資格を有していること。
なお、管理技術者は担当技術者と兼務してはならない。
- (11) 本業務の担当技術者として、一級建築士の資格を有した建築担当を配置すること。

4 参加申出手続

別紙、四條畷市中核的施設整備予備調査業務及び四條畷南中学校跡地整備基本計画策定支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領のとおり

5 添付資料

- (1) 四條畷市中核的施設整備予備調査業務及び四條畷南中学校跡地整備基本計画策定支援業務委託に関する公募型プロポーザル実施要領
- (2) 四條畷市中核的施設整備予備調査業務及び四條畷南中学校跡地整備基本計画策定支援業務委託仕様書（案）

- (3) 評価基準
- (4) 位置図
- (5) 申請様式
- (6) 書類作成例

6 問合せ先

〒575-8501

大阪府四條畷市中野本町1番1号

四條畷市 総務部 施設再編課

電話 072-877-2121 (代表)

E-mail saihen@city.shijonawate.lg.jp